

し、業務の進捗状況等により、あらかじめ指定して、この時間を短縮することがある。

始業時刻= 9時30分 / 終業時刻= 5時 / 休憩時間= 正午～午後1時

(育児または介護を行う女性労働者の時間外労働の限度)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の範囲の育児や介護を行う女性労働者が、前条の限度よりも時間外労働を短くすることを会社に申し出た場合には、1週6時間、1年150時間（ただし、決算に必要な業務は2週12時間、1年150時間）を時間外労働の限度とする。ただし、平成11年3月3日以前の労働基準法第64条の2による女性の時間外労働規制の対象とならない指揮命令者の女性及び専門的業務従事者の女性はこの限りでない。

一 小学校就学前の子を養育する女性労働者

二 2週間以上常時介護を必要とする次の家族を介護する女性労働者

①配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む）、父母、子、配偶者の父母

②同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫

2 前項の申出の方法及び手続その他の前項の規定の適用に関し必要な事項については、労使の合意に基づき別途就業規則に定めるところによるものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は平成11年4月1日から1年とする。

平成11年4月1日

大庭工業 株式会社 代表取締役

大庭 刚 印

大庭労働組合 執行委員長

鈴木伸明 印